

## Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2022 年 9 月 1 日

### オープンイノベーション促進税制及び 5G 投資促進税制の見直しについて ～令和 4 年度税制改正最新情報～

#### Executive Summary

- オープンイノベーション促進税制及び 5G 促進税制は令和 4 年 3 月 31 日を適用期限として、令和 2 年税制改正により創設され、令和 4 年度税制改正において、要件の見直しや適用期限の延長が行われている
- オープンイノベーション促進税制については、適用対象となる出資の範囲が拡充されたほか、特定株式の保有見込期間及び特別勘定の益金算入の適用を受ける対象期間が 5 年から 3 年に短縮された
- 5G 促進税制は、適用要件及び対象設備が見直され、税額控除率が今後 3 年間で段階的に引き下げられた

#### 1. はじめに

令和 4 年 3 月 22 日、令和 4 年度税制改正についての「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 4 号）（以下「本改正」）が可決・成立し、3 月 31 日に公布された。

青色申告書を提出する法人が、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、取得価額の 25%相当額を課税所得から控除できる課税の特例（オープンイノベーション促進税制）の適用が認められている。

本改正では、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションをさらに促進するための措置が講じられた。

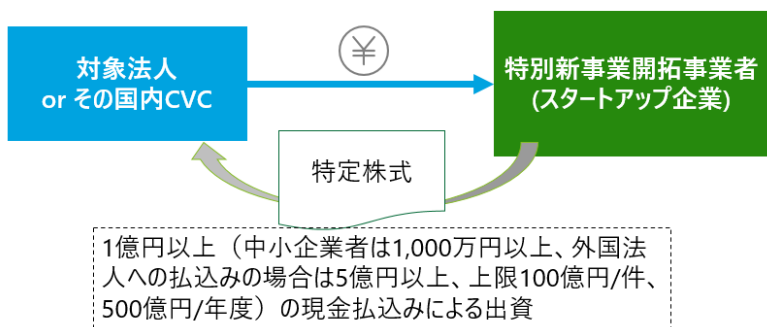
また、認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合に税額控除又は特別償却を適用できる課税の特例（5G 投資促進税制）についても、地方でのネットワーク整備を加速する等の観点から、対象設備の要件や税額控除率等の見直しが行われた。

本ニュースレターでは、オープンイノベーション促進税制及び 5G 投資促進税制の見直しについて解説を行う。

## 2. オープンイノベーション促進税制の拡充

### (1) 適用対象となる出資の見直し

オープンイノベーション促進税制（措法 66 の 13）は、令和 2 年度税制改正により創設され、青色申告書を提出する法人で経営資源活用共同化推進事業者に該当するものが、出資により特定株式を取得し、かつ、これを取得した日を含む事業年度終了の日まで有している場合において、その特定株式の取得価額の 25% 以下の金額をその事業年度の確定した決算において特別勘定の金額として経理したときは、その経理した金額について損金の額に算入することができる制度である。



本改正において、オープンイノベーション促進税制の対象となる出資の範囲が拡充された。当該拡充の内容は次のとおりである（措法 66 の 13①、措令 39 の 24 の 2①、措規 22 の 13⑨、産業競争力強化規則 2 二）。

	適用対象となる出資（改正前）
【改正後】	<p><b>出し手の要件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の要件を満たす事業会社（対象法人）であること           <ul style="list-style-type: none"> <li>青色申告書を提出する法人</li> <li>自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社等（特定事業活動を行うもの）</li> </ul> </li> <li>当該対象法人が主体となるCVC（コーポレート・ベンチャーキャピタル）を経由して出資する場合も対象となる</li> </ul> <p><b>受け手の要件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定事業活動に資する事業を行う内国法人（既に事業を開始しているもので、設立後10年未満のものに限る）又はこれに類する外国法人（特別新事業開拓事業者）であること</li> </ul> <p><b>その他の要件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資本金の増加に伴う現金払込みにより特別新事業開拓事業者の株式（特定株式）が交付されるものであること</li> <li>その払込金額が1億円以上（中小企業者は1,000万円以上、外国法人への払込みの場合は5億円以上）であること（払込金額の適用上限は100億円/件、500億円/年度）</li> <li>対象法人が令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に特定株式を取得し、かつ、これをその取得した日を含む事業年度末まで有していること</li> <li>特定株式を取得の日から5年を超える期間継続して保有する見込みであること</li> <li>純投資ではなく、オープンイノベーションに向けた出資であること</li> </ul>
売上高に占める研究開発費の割合が10%以上の赤字会社については15年未満とされた	
特定株式の取得期限が令和6年3月31日とされた	
特定株式の保有見込期間が3年とされた（令和4年3月31日以前取得は5年）	

### (2) 特別勘定の益金算入期間の見直し

この制度においては、原則として、適用対象出資となる特定株式の取得価額の 25% に相当する金額を特別勘定を設ける方法により経理したときに限り、その金額を損金の額に算入することができることとされている。特定株式の取得日から 5 年以内に当該特定株式の譲渡等を行った場合には、特別勘定を取り崩して益金算入するとされていたが、本改正により、令和 4 年 4 月 1 日以降取得の特定株式の益金算入対象期間が特定株式の取得日から 3 年とされた（措法 66 の 13①）。

### (3) 適用期間

本改正により適用期限が 2 年延長され、適用期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日（改正前は令和 4 年 3 月 31 日）までの期間内の日を含む事業年度となった。

#### (4) 手続

オープンイノベーション促進税制の適用を受けるためには、経済産業大臣による証明書の交付を受け、法人税申告書と共に証明書を税務署に提出する必要がある。また、適用した事業年度後も株式取得日から3年を経過するまで毎事業年度、継続証明書の交付を受けること（法人税申告書への添付は不要）とされている。

令和4年4月1日以降の出資に係る手続の概要は次のとおりとされている。

- 1) スタートアップ企業への出資（経済産業省への事前相談は任意）
- 2) 経済産業大臣への証明書交付申請：その年度の出資に関する様式1～4と別表及び案件概要スライドを提出
- 3) 経済産業大臣による証明書の交付：様式5と別表が交付される
- 4) 税務申告：法人税申告書別表、交付を受けた様式5及び別表を税務署に提出（所得控除の適用を受けるためには、対象となる株式の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理する必要がある。）

出典：「申請ガイドライン B（2022年4月1日以降の出資）」31～35頁（経済産業省ウェブサイト）

### 3. 5G投資促進税制の見直し

#### (1) 適用要件等の見直し

安全性・信頼性が確保された5G設備の導入を促す観点から、適用要件等の見直しが行われ、適用期限が令和7年3月31日までに延長された（措法42の12の6①、措規20の10の2）。

項目	改正前	改正後
適用要件	（全国5G） 特定基地局が開設計画に係る特定基地局（屋内等に設置するもの及び5G高度特定基地局を除く）の開設計画が属する年度より前の年度に開設されたものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 左記要件を廃止</li> <li>➤ 5G高度特定基地局を追加</li> </ul>
	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 補助金等の交付を受けたものを除外</li> </ul>
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全国5G（送受信装置、空中線（アンテナ）） （3.6GHz超4.1GHz以下、4.5GHz超4.6GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備を行うために用いられるものに限る）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 左記の括弧書きの無線設備について、多素子アンテナを用いないものを追加(*1)</li> <li>➤ マルチベンダー構成のものに限定</li> <li>➤ スタンドアロン方式のものに限定</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ローカル5G（送受信装置、空中線（アンテナ）、通信モジュール、交換設備、伝送路設備（光ファイバを用いたもの））</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 導入を行うシステムの用途がローカル5Gシステムの特性を活用した先進的なデジタル化の取組みであるものに限定(*2)</li> </ul>
設備取得・事業供用開始期限	令和4年3月31日まで	令和7年3月31日まで

(\*1) 条件不利地域以外の地域については令和6年4月1日以後に事業の用に供するものについて適用

(\*2) 例として、導入の主たる目的が「集合住宅等の一般家庭向けにインターネットサービスを提供すること及びそれに類すること」であるものは適用対象外とされている（経済産業省「5G導入促進税制 Q&A」7頁）

#### (2) 税額控除率の見直し

税額控除率については、地方を中心に集中的な整備が図られるよう、以下のとおり段階的に引き下げられる（措法42の12の6②）。なお、特別償却を選択した場合の特別償却率（30%）については変更されていない。

設備	改正前	改正後		
		令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

全国 5 G（条件不利地域）、ローカル 5 G	15%	15%	9%	3%
全国 5 G（条件不利地域以外）		9%	5%	

### (3) 手続

本税制適用を受けるに当たっては、下記のとおり開発供給事業者やシステム導入事業者がそれぞれ手続を行う必要がある。

- 1) 開発供給計画の申請：システムの開発供給を行う事業者は、開発供給に関する計画を作成し、総務省及び経済産業省に提出し、認定を受ける
- 2) 導入計画の申請：システムの導入を行う事業者は、システムの利用目的に応じた事業所管官庁に導入に関する計画を提出し、認定を受ける
- 3) 地域課題解決型ローカル 5 用無線局活用事業計画の提出（固定資産税のみ）：対象のローカル 5 G の無線局を開設する場合は、事業実施区域が含まれる市町村へ事業計画を提出し、市町村長の同意を得る
- 4) 免許の申請：全国 5 G 又はローカル 5 G の無線局開設に当たり、総務大臣（管轄の総合通信局等）の免許を受ける必要がある
- 5) 課税特例基準適合確認申請：計画に当たって導入したシステムが、特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供、早期の普及に特に資するものとして、事業所管官庁の確認を受ける
- 6) 税務申告：申告書別表等及 5) で取得した確認書の写しを添付する

出典：[「申請要領（導入計画）【令和 4 年 4 月 28 日版】」](#)8,9 頁（経済産業省ウェブサイト）

### (4) その他

ローカル 5 G の固定資産税の課税標準の特例措置について、対象資産の取得価額要件が 2 億円以下（改正前：3 億円以下）に引き下げられたほか、対象システムが先進的なデジタル化の取組みであるものに限定された上、適用期限が 2 年延長されている。

また、本税制は、所得が増加しているにもかかわらず、賃上げにも設備投資にも消極的な大企業について適用が停止される租税特別措置の対象（措法 42 の 13⑤）であるため、留意する必要がある。停止措置の詳細は、本ニュースレターの「[一定の租税特別措置の停止措置の見直しについて～令和 4 年度税制改正最新情報～](#)」（Japan Tax Newsletter 2022 年 7 月 1 日号）を参照。

## 4. おわりに

上記いずれの税制も適用に当たっては関係省庁への申請が必要となるため、計画的なプロセスの推進が不可欠であると考えられる。申請の際は、各省庁が公表する最新の申請要領を確認されたい。また、税務申告においては、証明書等を添付することが適用の要件とされている等留意が必要となる。

（東京事務所 阿南 博之・更田 美幸）

#### 関連サービス

- [ビジネススタックスサービス](#)
- [Global Investment and Innovation Incentives \(Gi3\)](#)

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan)

## 問い合わせ

### デロイト トーマツ税理士法人

#### 東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3  
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

#### 大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1  
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000 (代)

#### 名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1  
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

令和 4 年度税制改正トピックス [www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform](http://www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュトーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービス、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの革新と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001